

規約第 2 号「総代会運営規約」

(目的・適用)

第 1 条 この規約は、定款第 70 条の規定にもとづき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

第 2 条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合は、この限りではない。

2. 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第 65 条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。

3. 定款第 65 条の規定により、総代が書面により議決権または選挙権を行使する場合には、その書面を封筒に封入し、署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの組合に提出するものとする。

(開会)

第 3 条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第 60 条に定める定足数に達した時は、出席状況を会場に報告し、開会宣言する。

2. 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

3. 理事長または理事長の指名した理事、監事は議長を選出を行う。

(議長)

第 4 条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2. 議長は、3 名以内とし、議長団を構成するものとする。

3. 議長は、総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人および書記)

第 5 条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員、資格審査委員および総代会議事録に署名する総代 2 名の選任を総代会に諮るとともに、書記 2 名を指名する。

(議事運営委員会)

第 6 条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2. 議事運営委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3. 議事運営委員会は、議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

(資格審査委員会)

第 7 条 総代会は、出席者の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2. 資格審査委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3. 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

(ブロック総代会議)

第 8 条 総代会の民主的運営と合意形成をすすめるために、理事会が定めた地域(以下、「ブロック」という)ごとに、ブロック総代会議を開催することができる。

2. ブロックごとのブロック総代会議の会場数は、理事会で決定する。

3. 理事会は、総代への情報の提供の充実や、事業計画の進行状況の説明及び重要な方針や政策などの協議の場としてブロック総代会議を開催することができる。

(総代会運営委員会)

第 9 条 総代会の開催にあたり、その事前準備のため、総代会運営委員会を設けることができる。

2. 総代会運営委員会は、次の事項を検討および実施するものとする。

(1) ブロック総代会議、総代会に関わる事前準備

(2) 総代会の事前発言文書等の受付と整理

(3) その他理事会が要請する事項

3. 総代会運営委員会の任期は、第 1 回ブロック総代会議の遅くとも 1 週間前から通常総代会の前日までとする。

4. 総代会運営委員会は、理事、組合員のうちから、理事長の指名する者をもって構成する。

(議題の付議)

第 10 条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2. 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第 11 条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2. 総代の発言は、議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3. 総代の発言は、すべて簡明にしなければならない。

4. 総代の発言は、選出されたブロックにおける、ブロック総代会議等の討議を尊重して行うものとする。

5. 総代会の運営上必要があるときは、議長は、総代の発言時間を制限することができる。

6. 議長は、必要があるときは、付議された議案に係る発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第 12 条 総代の発言が前条の規定に違反すると認めるとき、または以下の各号に該当すると認めるときは、議長は、必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

(1) 発言が重複するとき

(2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき

(3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

(退場命令)

第 13 条 議長は、次の者に対して、会場から退去を命じることができる。

- (1) 総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者
- (3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持ち込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に対する答弁)

第 14 条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2. 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事会またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程および議案に直接関係ないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合
- (4) 答弁によりこの組合または第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3. 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第 15 条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2. 議長は、前項の規定にもとづき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りではない。

3. 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第 16 条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という）を提出する場合には、25 名以上の総代の賛同を要する。

2. 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長は、その動議について審議に付きなければならない。

3. 修正動議が議題となった場合は、本規約第 11 条・12 条に準じて会議を運営する。ただし、事情により質疑応答および討論を省略し、または修正動議と原案を一括して討論してよいこととする。

4. 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは、修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

5. 修正動議の採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。ただし、原案と修正動議を一括して審議した場合は、議長の判断に

より原案から採決することを妨げない。

(緊急動議)

第 17 条 総代は、定款第 59 条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であつて、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2. 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という）を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

3. 緊急動議の提出があつたときは、議長は、議題とするか否かについて議場にはかり、実出席総代の 4 分の 1 以上の賛成があつたとき、これを議題とする。ただし、総代の過半数の実出席がなければ議題とすることができない。

(休憩)

第 18 条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は、休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第 19 条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2. 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続き)

第 20 条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

2. 採決は、挙手、起立、投票、電磁的方法のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3. 議案の採決は、議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4. 棄権票は、出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第 21 条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長は、その議題の議決に必要な賛成数を充足していることまたは充足していないことを宣言する。

(一事不再議)

第 22 条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(閉会宣言)

第 23 条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第 25 条にもと

づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(特別委員会)

第 24 条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて議題その他の事項を付託し、協議させることができる。

2. 特別委員会の委員は、そのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3. 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過および結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第 25 条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(途中退席)

第 26 条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届出を要する。

2. 前項に基づき退席する総代が書面により議決権または選挙権を行使する場合には、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

(傍聴)

第 27 条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2. 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

3. 組合員以外の者は、議長の許可がなければ、傍聴することができない。

4. 会場は、総代席と傍聴席を区別しなければならない。

(総代会の議事録の作成)

第 28 条 総代会の議事録については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録を作成した理事、議長および議事録署名人 2 名はこれに署名し、または記名押印しなければならない。

2. 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)開催の日時・場所

(2)議事の経過の要領と結果

(3)次の事項について、総代会での意見陳述や発言があったときは、その意見・発言の概要

- ・ 監事が、監事の選任・解任・辞任について意見を述べた場合
- ・ 監事を辞任した者が、辞任した旨と辞任の理由を述べた場合
- ・ 監事が総代会提出議案・書類に法令・定款への違反や著しく不当な事項があると認めて調査結果を報告した場合
- ・ 監事が監事の報酬等について意見を述べた場合
- ・ 決算関係書類が法令・定款に適合するかどうかについて、会計監査人が監事と意見を異にし、会計監査人が総代会で意見を述べた場合
- ・ 総代会で会計監査人の出席を求める決議があり、会計監査人が出席して意見を述べた場合

(4) 総代会に出席した理事、監事の氏名

(5) 総代会の議長の氏名

(6) 議事録を作成した理事の氏名

(7) 冒頭部分に記載する事項

- ・採決時における総代の出席状況

(8) 進行に沿って記載する事項

- ・理事による開会宣言と議長の選出
- ・総代会運営役員の選出等
- ・理事の議案提案、監事の報告の概要
- ・質疑応答の重要なもの
- ・議事運営に関する動議と結果
- ・議案に関する動議と結果
- ・議長の採決とその結果
- ・議長の閉会宣言と閉会の時刻

3. 理事は、第 1 項の議事録を 10 年間事務所に備え置かなければならない。

(改廃)

第 29 条 この規約の改廃は、総代会において行う。

(附則)

第 30 条 この規約は、1983 年（昭和 58 年）4 月 1 日より施行する。

2. 1993 年（平成 5 年）3 月 19 日 一部改訂
3. 1994 年（平成 6 年）6 月 21 日 一部改訂
4. 1998 年（平成 10 年）6 月 10 日 一部改訂
5. 2001 年（平成 13 年）6 月 12 日 一部改定
6. 2003 年（平成 15 年）6 月 10 日 一部改定
7. 2007 年（平成 19 年）6 月 12 日 一部改定
8. 2008 年（平成 20 年）6 月 10 日 一部改定
9. 2008 年（平成 20 年）8 月 21 日 一部改定
10. 2012 年（平成 24 年）6 月 22 日 一部改定
11. 2022 年（令和 4 年）6 月 28 日 一部改定